

苫小牧市民自治推進会議（平成30年度第1回）会議録

開催日時 平成30年5月30日（水）午後6時30分～午後8時
開催場所 苫小牧市役所9階 93会議室
出席委員 栗山会長、小山田副会長、伊藤委員、城市委員、伴辺委員、永石委員、
二瓶委員
欠席委員 板野委員、丹治委員、橋根委員
事務局 協働・男女平等参画室長（宮嶋）、市民自治推進主幹（中村）、協働・男女平等参画室主査（吉田）、協働・男女平等参画室主査（蔵重）
報道機関 苫小牧民報社
傍聴者 なし

1 開会

○事務局（中村市民自治推進主幹） 本日は、お忙しい中、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。ただ今から、苫小牧市民自治推進会議を開催させていただきます。まずはですね、4月の機構改革によりまして、新たに協働・男女平等参画室という室が新しくできまして、こちらの市民自治推進会議の所管となりました。事務局を担当することとなりましたので、あらためて事務局の紹介をさせていただきます。

【事務局の紹介】

それから、委員の交代がございまして、苫小牧市町内会連合会から推薦をいただいております加賀谷委員につきましては、町内会連合会の役員を退任したことによりまして、後任として板野委員を新たに委嘱することとなりましたので、この場でお知らせさせていただきます。

それでは、会議の方に入りたいと思いますので、栗山会長、よろしく申し上げます。

2 会議

(1) 市民自治の取組状況（平成29年度）

●栗山会長 それでは、会議次第に則りまして、本日の市民自治推進会議を進めさせていただきます。本日の議題につきましては、お手元の次第にございますように、議題、その他、含めまして4件ございます。まず、一件ずつ御説明をいただきまして質疑に移りたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それでは、会議次第の(1)市民自治の取組状況（平成29年度）について、事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、それでは、配布資料の「市民自治の取組状況（平成29年度）の調査結果について」を御覧ください。

この調査がどういった調査なのかといいますと、本市には苫小牧市市民参加条例という条例があります。この条例では、市民参加手続という市民の方が市政運営へ参加するための具体的な手続を保障しています。この市民参加手続には二つの手続があり、その一つが(1)の政策形成手続等という手続になります。

この政策形成手続がどのような手続かといいますと、主に審議会、今、行っている市民自治推進会議のような会議であったり、他には住民説明会などのように参加する人が実際に顔を合わせて議論や意見交換などを行う対面型の手続のことをいいます。

別紙1の資料を御覧ください。この資料では、昨年度どのような案件で政策形成手続が行われてきたのか、審議会、住民説明会などが行われることをどのような方法で周知してきたのか、傍聴体制の整備状況はどうだったのか、会議録の作成方法、公表はどのように行っていたのかを集約した資料となっています。

資料にありますとおり、①政策形成手続が行われることについての周知は、ホームページや広報とまこまい、市役所だよりによる新聞記事への掲載、広報メモによる報道機関への周知といった方法で行われています。広報メモという方法ですが、これは、「いつ、どこで、こんな市の事業、イベント、会議を行います。」ということを報道機関へ周知させていただき、新聞記事にさせていただく方法ですが、当然、記事にならない場合もあるということになります。②傍聴体制については、常時整えているか必要に応じて整えているか、どちらかの体制となっています。③会議録の作成方法については、発言全文を記録する方式や発言要旨を記録する方式により作成されています。④会議録等の公表については、ホームページによる公表若しくは担当課の窓口で紙媒体として備え付けているという場合があります。また、平成29年度は、22件の政策形成手続等が実施されたという状況となっています。別紙1についての説明は以上となります。

●栗山会長 ただ今の説明に関しまして、何か御質問等がありましたら、お願いをいたします。まず、別紙1の方から順番にやっていきたいと考えていますので、よろしくお願ひいたします。

一つよろしいですか。ほとんど傍聴者がいないものが多いのですが、やはりこれ、あれですか。大体昼間に開かれるためというか、そういうことが多いのですか。それとも、全く無関心な人が多いということなのでしょうかね。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 審議会などの会議についてはですね、それぞれの審議会ごとで開催される時間帯も異なっているという状況がありまして、日中開催される審議会もありますし、この市民自治推進会議のように夜間に開催している会議もあります。日中の場合であれば、やはりお仕事をされている方にとっては、なかなか傍聴に行きづらい時間帯なのかなというふうに思いますし、今、栗山会長がおっしゃっていただいたように、案件に対して興味があるのかないのか、そういった関心度によっても、やはり傍聴の人数は変わってくるのかなという感じはしております。

●伴辺委員 傍聴者のところでは、市民ホールの建設検討委員会というのは結構多いのですよね、傍聴者が。7人、2人、4人、7人、9人と。関心度があるということなんですね。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） そうですね、やはり自分に興味があるものに対しては、比較的そういう傍聴に足を運ぶという場合もあるかと思いますが、なかなかやっぱり見た限りでは、傍聴者というものは現在少ないような状況にはなっていると思います。

●伴辺委員 これは夜ですか、時間は。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） それぞれの会議の開催の時間帯までは、ちょっと今手持ちでは把握はしていないのですけれども。

●栗山会長 他に何かございますか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 今のちょっと傍聴者の件で、少し補足になるので、傍聴できなかった場合についてですね、例えばその会議の内容を知りたいというふうになったときには、会議録等が原則公開されているという状況になりますので、傍聴できなくてもその会議の中身自体は知ることが可能となっているということになります。

●栗山会長 よろしいですか。そうしたら、次の別紙2の方に移らせていただきます。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） それでは、次に別紙2の方ですね。調査結果の②というところになりますけれども、別紙2の市民からの意見募集実施状況という資料になります。先ほど、市民参加手続には二つの手続があるという説明をさせていただきましたが、一つが先ほど説明させていただいた政策形成手続、もう一つの手続がこの市民からの意見募集（市民意見提出手続）。これは、いわゆるパブリックコメントと呼ばれている手続になります。このパブリックコメントは、市が作成した計画案等に対して、市民が「その案は、もっとこうしたらよくなるのではないか。」ということを書面により市に提出し、市は寄せられた意見とその意見に対する市の考え方をホームページで公表するとともに、その意見を踏まえた上で、計画案を完成させていくという手続になります。

市民からの意見募集の括弧書きの部分で「市民意見提出手続」、「意見公募手続」、「任意」となっていますが、この部分について説明させていただきます。この市民からの意見募集、パブリックコメントを行う根拠が厳密に分けると3つあるということになります。一つ目の市民意見提出手続は市民参加条例に基づくもの、二つ目の意見公募手続は行政手続条例に基づくもの、三つ目は、条例上の実施根拠はないが、市民参加手続に準じて任意で行うものとなっております。以上の3つがパブリックコメントの実施根拠となっております。

実際に別紙2の方を御覧いただきたいのですが、別紙2の中の実施区分というところを御覧いただきますと、ナンバー1は実施区分が行政手続条例となっておりますので、これは意見公募手続、ナンバー2のところの実施区分は市民参加条例となっておりますので、これが市民意見提出手続。資料をめくっていただいて、ナンバー8の実施区分が任意（市民参加手続に準じた措置）となっておりますので、任意のパブリックコメントを実施したということになります。

この別紙2は、このパブリックコメントにより意見募集を実施した期間ですとか、何件意見が寄せられたのか、意見募集を行うことをどのように周知し、資料はどのようなところに設置していたのかを調査した資料になっています。

意見提出の期間については、原則30日以上となっておりますことから、全ての案件で30日以上意見の提出期間を設けています。意見募集の周知方法については、先ほどの政策形成手続と同様にホームページによる周知をはじめとして、広報とまこまい、市役所だよりによる新聞記事への掲載、広報メモによる報道機関への周知といった方法により周知しています。②の意見募集の事前周知ですが、これは、「いつ頃にパブリックコメントを実施する予定です。」ということパブリックコメントの実施前に事前にお知らせしたかどうかという調査項目となっております。③の資料配布の設置場所については、そのパブリックコメントを行う関連資料をどこに設置していたのかということになりますが、市の関連

施設に設置することが一般的となっております。また、平成29年度は、30件のパブリックコメントが実施されたという状況になっております。

別紙2の説明については、以上になります。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に関しまして、何かまた質問等お出しただければ、ありがたく存じます。

●小山田副会長 すいません、ちょっと確認をしたいのですが、別紙1と2。政策形成のところと、同じテーマに両方からというものあるのですが、これを見るとですね、小中学校の改廃だとか、例えば水道のこととか、おおよそ公共的な設備の更新といいますかね、そういうものが結構入っていると思うのです。トータルのファシリティマネジメントというのをされていて、予算規模はこのぐらいで、受益者はこのぐらいで、年度的にはこのぐらいの手当をしていかなければならないという。苫小牧市さんの持っている資産、トータルのやつをやっておられるのかなと思って。

これを一つずつ見ていくと、点の話になってしまうのですね、結構ね。だから、トータルでこのぐらいメンテナンス費用がかかっているのだけれども、そのうちのここの部分について、「今、やっていますよ。」ということが分かるようにしてあげるというのも非常に大事なことかなと思うのですが。どうでしたか。FM（ファシリティマネジメント）は。進捗状況。

○事務局（中村市民自治推進主幹） すみません、ちょっとお答えになるかどうかなのですが、そのトータルファシリティマネジメントというのは、一つの施設について、何ですかね、これからかかるランニングコストであるとか補修費という考え方なのか。それとも、市全部の公共施設がどうあるべきかというようなお考えということでしょうか。

●小山田副会長 市全部です。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、別紙1と別紙2で二つ手続があるけれども、まず、市民参加条例の中で、「市民参加手続を二つ行ってくださいよ。」というまづからくりになっております。「一定のものについては」です。その「一定のものについて」というのは、ざっくりしたお話をしますと、例えば「重要な条例を変えますよ。」とか、「大きな公共施設を建てます。」とか、「改築します。」というようなものは、その手続の要件に当たるので、説明会であったり審議会であったり、まずそういう対面型の市民参加手続を採ってくださいよというのが一つです。

もう一つは、それに該当するものについては、併せてその後に「パブリックコメントも行ってください。」というからくりになっています。その、やらなければならないものは、その2つの手続を踏むということになっているのですけれども、例えば「5億円以上の改築を要する施設については、市民からの意見を聞いて手続を採ってくださいよ。」ということになっていますので、「じゃあ、それが市の公共施設全般の中ではどういう位置付けなのか。」というようなところについての市民参加手続というのは、条例上規定されていないと。そこについて意見を出すというようなことは、想定はしておりません。

ただ、仮にそういう意見がですね、個別の公共施設の改築に当たって出されたときに、そこではダイレクトには聞いていないのですけれども、当然、市としては説明責任がありますので、何らかのお答えはしていかなければならないかなということですが。

あとは、委員のお話の中で言われている、その、市全体として公共施設がどうあるべきかという計画については、公共施設等管理計画というまた別の計画がつけられておりまして、その中で市としての考え方が示されているということになります。

●小山田副会長 個々のものを検討するとき、それとちゃんとリンクしていれば市民も非常に意見を出しやすいと思うのですけれども。だから、そこら辺の情報提供というか、結構、大事になってきているようなのです。

結局、3年後に実は50～60億円かかるものがあると。今、その3億円とか5億円のものをやる刹那に来ているのだけれども、この先の方を先に見ていかないと、今、手元のやつをやっているのかとか、結構出るのですよ。

あとですね、例えば防犯上のものとか、防災とかですね、それからバリアフリーのものとか、耐震強度のものっていうと、テーマが変わってくると、ファシリティマネジメントをきちんとやっていないと、ばらばらになってしまうのですよね。確かトータルの全施設のFM（ファシリティマネジメント）を着手されたというのが、何か3年前ぐらいにお邪魔したときに、そういうお話を聞いたような記憶があるのですけれどもね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） ちょっとその部分は覚えていないので、申しわけありませんが、今、お話しのお趣旨は十分理解をしているところです。それで、自治基本条例ではなくて、市民参加条例上の規定はどうなっているかという問題からはちょっと離れてですね、例えば一つの施設を建てていくに当たっては、当然その施設単体のことだけではなく、その他の関連することも併せて考えていかなければならないという問題提起かと思っております。今のお話も十分踏まえた中でですね、今後、例えばこういう手続が行われる場合に、そういった観点からもしっかりと検討していくですとか、資料出しをしていくというようなところは、市としても受けとめさせていただきたいと思っております。

●小山田副会長 そうですね。開発局というか、北海道開発局なんかでも、国の予算で作っていて、完成すると市町村に渡すというのがありますよね。だから、ある日突然、そのメンテナンス費用がどんと増えるとか、そういうことが起きるので。これもちゃんとトータルで「全体はこういう位置付けなのだけど、今ここの小中学校の改廃というのは、整備というのはこういう位置付けですよ。」ということをしてあげると、「ああ、次にこういうふうにも他のところも起きるのだな。」というようなことが分かりやすくなるかなと。そうしないと、何か一点で、声の大きいところがぐっと先行してしまうとかね。そんなふうなことになるとまずいかなと。そんなところですよ。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 貴重な意見として受け止めさせていただきます。この手続というのはですね、これまでは例えば市役所のみで原案を作って、議会に提出をして、可決されるという流れの、その前段のある意味で直接民主主義的な手法として市民の意見を参画させるというところが意図になっておりますので、当然、その後の議会審議であるとか、その後のさまざまな手続の中で、そういった部分はさまざまな角度から審議はされるのですけれども、市民参加手続においても、そのような視点というのは重要だという論点提起かと思っておりますので、貴重な御意見として受けとめさせていただければと思います。

●小山田副会長 はい、ありがとうございます。

●栗山会長 これ、今、小山田先生のお話の中で、確か総合計画の基本計画の中に、5か年計画をずっと作るよね。その中に、結構5か年で、こう、一応手順は。というか、何やる何やるというお金の計算はしているよね、確かね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね、総合計画は、当初は5年に1度ということになっておりまして、総合計画の下に実施計画のようなものを作っていきますので。当然、総合計画を策定するに当たっては、こういう、まあ具体的な施設名まで載っているかどうかというところはありませんけれども、こういう考えの下でまちづくりを進めていくという青写真が載っておりますので、その中で、一定程度の説明はされてきた中での各論の施設というようなお話かと思えます。

●栗山会長 5年に一度。大きなやつは大体お金入れて、5年間でどのぐらい金かかるかというのは、何か検討はしているはずなんだよね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね。

●小山田副会長 例えば、一つの地域の小中学校を改築すると。そうすると、その予備軍というのは「何年後に同じようなパターンでこういうところが出てくるよ。」というのが分かるかどうかによって、大分違うのだと思うのですよね。

●栗山会長 そうですね、やっぱり学校にしても、建てたのは早いんだけど、傾いたりしたら困りますよね。

●小山田副会長 そういう影響も出るのですよ、だから。

●栗山会長 くいが沈んで傾いてしまって直したケースもあったかと思えます。そういう不測の事態もあります。3年ぐらいで再度直すようなことも昔はありましたよね。

●小山田副会長 それでも5年以上ですからね。空港とか港湾とかは5年スパンというのはないですからね、長いので。

●栗山会長 難しいところですよ。

●小山田副会長 そうすると、例えば津波となると、どのぐらいの高さのところというのが、ぱっと出るとかね。そういうのがあると、分かりやすくなるのです。

●栗山会長 そうですよ。

●小山田副会長 絶えずそういうふうなものが習慣化されるとちょっといいのかなと思いますので。

●栗山会長 これ、結局、各課で、原課で全部計画立てて、上に上げていって、そのときそのときでまた予算化していく形で、5か年計画とかは作っているのかね、防災関係に関しては。

○事務局(中村市民自治推進主幹) 基本的な計画は総合計画としてあるのですけれども、当然、総合計画だけでは動きませんので、分野別の計画というものは、担当課、担当する部署の方で作られているということになっております。

●栗山会長 他に何かございますか。

●伊藤委員 先ほど市民意見提出手続、意見公募手続、これはそれぞれ各条例に基づいてという話でしたけれども、その条例の中で、市民参加条例はちょっと今ここにあるのですが、市民の参加、市民自治への参加ということを考えたときに、パブリックコメントで市民からの意見をもらうということへのそういう参加というのが、一つの目的だと思うのですが、パブコメですね。この条例の中で、市民からのそういう意見の集約、収集というのは、そのパブリックコメントというものでなければ、何か駄目だという。「駄目だ。」ではないけれど、限定されたものというのがちょっとこれ読み取れないのですが、あるのかなと。

例えばその、何というんですか、そういう説明会ではないけど。さっき、参加者というか、傍聴の人数が少ないみたいな話がありましたけど。例えばそういう説明会なんかで自分の意見を言う場があると、興味のある方は参加、来て直接意見を言うみたいなのというようにあるのではないかなと思うのですが。基本的にはパブコメというのが基本なのでしょうか。

○事務局(吉田協働・男女平等参画室主査) パブリックコメントはですね、飽くまでも市民参加の一つの手法としてある制度ということになりますので、当然、他にも、市民の方が市政に対して市民参加していく場面というものが他にもたくさんございます。

住民説明会もちろんそうなのですが、この別紙1の中で拾い上げた審議会、住民説明会以外にも当然、一般的に住民説明会とか審議会という、他でも当然行われているものがありますし、こういったパブリックコメントによらなくても、日々、要望とか意見というのは市に寄せられてくるということもありますし、いろいろ市民参加という手法は実はありまして、全てがこのパブリックコメントだけで、その意見を拾い上げるということではないということになります。

●伊藤委員 何でそういう質問をしたかという、先ほどのその傍聴もそうですけど、コメントの提出件数がやっぱり少ないというか、私自身もほとんど出したことがないのですが、まあ何ていうんだらう、市民からすると、コメントに書いて、自分の名前、住所書いて「はい」って出すというのは、なかなかやっぱりしづらいというか、面倒なことだし、難しい部分もあるのではないかなと思うのですよね。

なので、さっきの傍聴もそうですけど、ただ聞くだけではなくて、自分の意見を言う場、例えば市長が来るからかもしれないですけど、まちかどミーティングなんかがあんなにたくさん人が集まるのは、多分、いろんなこう、自分が発言することで直接いろんなことを言えるということが、市民として参加する、しているという気持ちにもなるし。だから、そういう場をたくさん作る方が、そういう市民の参加というのを得られるのではないかなと思うので。あまり、パブリックコメントって、必要なかもしれないですけど、必要ではないということではないですけど、そういう場をたくさん作ったらどうなのかなというふうにちょっと思うのですよね。

あと、その設置場所なのですが、例えばその温水プールとかという、ちょっとちらっと見たら、温水プールとかそういう関係のところは各スポーツ施設に設置場所を拡大した

りとかというようなことがされているみたいですけど、大体、担当課と市役所の2階と、それから各出張所、コミセンというのがメインなのかなと思うのですが、これは、例えばココトマとか活動センターとか、そういうのが入ったり入らなかったりとか、その辺の判断というのはどこがされているのでしょうかね。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 資料の設置場所をどこに置くかという判断はですね、これは、このパブリックコメントを実施する各それぞれの職場が判断して置くということにはなっています。

一般的には、ここに書かれているように、大体同じようなところには設置することが多くて、それプラス、その案に関係する施設とか団体とか、そういったところに個別に置いたりというものは案件によってはあるのですけれども。一応、判断としては各課がそれぞれ判断をしていくということになります。

●伴辺委員 関連ですけども、やっぱりパブコメというのは、若い人はできるかもしれないですけど、高齢者なんかはできない人もたくさんいますよね。それでどうかという判断もあるかと思うのですけど。

あと、13番のところ、沼ノ端駅北地区の複合施設の使用料というところで、青少年課が担当しているということなのでしょうけども、子育て支援センター、錦岡児童センター、日新児童センターと。日新児童センターってうちの近所にあるのですけど、あそこに置いて意味があるのかなと、ちょっと思ったりもしたのですけども。その、複合施設というのは子育て関連のこともあるからなのですか、担当課が青少年課というのは。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 複合施設になるので、やっぱりお子さんとかも実際に利用したりとか、そういったことが見込まれるというのがあるので、そういった意味もあって、関連施設というかそういったところに配布したのではないかというふうには思います。

●伴辺委員 あと、パブコメはやっぱりどうなのかなという、方法として。それこそ、まちかどミーティングみたいな、本当に「こういうことを始めます。」とか、そういうことで説明がありますよね、市の方が寸劇したりして。そして、すごく分かりやすいというのがあるので、やっぱり私の意見も同じで、そういうパブコメにあまり頼らず。でも、どこでもやっているから、それはもうやらざるを得ないというのはあるのでしょうかね。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） パブコメだけにやはり頼ってしまうと、どうしても意見出しづらい方もいらっしゃるし、やっぱりいろんな手法が確立されている方が、いろんな方が参加しやすいというメリットがあると思いますので。パブリックコメントはパブリックコメントとしてあるし、そのほか、まちかどミーティングのような、そのほかの市民参加の方法もたくさん備えてある方が、やっぱり市民参加が広がっていくのかなというふうに思います。

●伴辺委員 まちかどミーティングも、結構、見てたら市役所の方が多いいという場合もあるのですよね。ずらっと並んでいるけど、その市民の人はそんなにいないというときもありますので。そのものにもよるのでしょうかね。でも、市長も大変だとは思いますが、どんどん増やしていった方がいいかと思います。どんどんも増やせないですよ。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） パブリックコメントは、その一定の期間を設けて提出できるというところに、実はメリットがありまして、住民説明会とかであれば、回数が当日その日に限られてしまうので、その日に用事がある方は参加できないという部分もあります。ただ、パブリックコメントであれば、期間が長く設けられているので、比較的、時間に余裕のない方でも、意見を出せる機会が少し広がるというようなメリットもありますので、やはりそういった手法もあるといいのかなというふうに思います。

●伴辺委員 どうしたら、そのパブリックコメントを。私もそうやって言って一回もやったことがないのですけども、だから、そういう数をふやしていくかというお知らせの仕方をもうちょっと工夫されたりしたらいいのかなというふうに思いますけど。

一回やってしまうとそうでもないのでしょうかね。今度、伊藤さん、やってみますか。

○事務局（中村市民自治推進主幹） まず、パブリックコメント、伊藤委員からもお話がありましたけども、パブコメで全て意見集約するののかということころは、当然、そういうわけではなくて、パブリックコメントでも意見集約はしますし、当然、その、対面型でいろいろ市長が出ていって、まちかどミーティングなどの場面ですとか、この条例がまず、あるなしにかかわらず、市としては、そういう説明責任というのがいろいろな部分で果たしていかないとならないということになります。

ただ、条例のお話をさせていただきますと、条例の中では、一定のものについては必ず2つの手続を踏んでくださいということなのですね。ですから、その2つの手続以外のことをやってはいけないのかということ、決してそういうことではありませんので。それでもまだ、もっと違う手法で意見を把握していかなければならない案件であれば、当然それは行われていくということになります。

それから、パブリックコメントの設置場所が、オーソドックスなのはこちらに書かれているところなのですが、現実的なお話をしますと、これが限界かなというのが正直なところですね。よく「商業施設に置いたらいいのではないか。」とかという意見もあるので、なかなか大型店のショッピングに来られて、市政の意見の箱に入れてくるのかということ、ちょっとそれは現実的にどうかなということころとかがあります。ですから、やはり公共施設とか関連する施設にそういう意見を出せるものを置いておくというのが一般的かなとは考えております。

あとは、高齢者はなかなかパブコメは難しいのではないかというお話もあったのですが、最終的にインターネット環境だけではやはりできないという部分もあるということで、各公共施設に置いているということも実態ということですね。

ただ、これも先ほどからのお話になりますけれども、当然パブリックコメントという形でなければ意見が言えないのかということ、当然、市の業務というのは市民の皆さんからいろんな声を伺いながらですね、市政を進めていくという立場にありますので、当然、それは、御意見をいろんな形でお寄せいただければと思います。

それから、まちかどミーティングのお話。本件とはちょっとずれる部分なのですが、市役所の職員が多いというのはですね、実はこれもいろいろ賛否両論ありまして、「人数が多いと圧迫感がある。」という意見もいただいています。片や「市の方がすぐにその場で対応して、聞き取って、万全の態勢で来ているので、とてもいいですよ。」という意見もいただいているのです。ですから、そこはですね、今はいろいろな御意見をいただいた中で、直ちに対応していけるような形の万全の態勢で臨んでいるというところを御理解いただきたいと思います。

私からは以上です。

●小山田副会長 そうですね、公的に手続が保障されているという、2系統、どっちから行っても大丈夫ですよというものに、更に上乘せで、そのまちかどミーティングというような手法もあるということで、恵まれていますよね、すごく。その点はね。

○栗山会長 よろしいですか。それでは、次の項目に行ってもよろしいですか。
よろしいでしょうか。では、別紙3の協働事業実施状況について、お願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、別紙3の協働事業実施状況という資料ですが、これは市民と市が協力して行った協働の取組などについて集約した資料となっています。この協働事業実施状況の調査については、今回から調査票を変更しています。前回までは各課が市民と協働して取組を行った事業を報告してもらうという調査票となっており、どういうものが協働の取組なのか判然としない部分もあったことから、思うように協働の取組を拾うことができていませんでしたが、今年度の調査票では、別紙3の資料を御覧いただきますと、協働の形態を共催、実行委員会・協議会等、その他（事業協力）、後援と具体的に示すことで、調査対象が今までよりも明確になり、昨年度よりも多くの協働の取組を把握することができました。また、この協働の形態については、平成25年度に市が協働を行っていく上での心構えを示した協働ガイドラインを基にした形となっています。

協働の形態の①の共催は、市民と市が共に事業主体として取組を行った事業となりますが、これが22件。②の実行委員会・協議会等は、市民と市が新たな組織を設立し、その組織が主催者となって取り組んだ事業、とまこまい港まつりといったイベントなどでこの形態を取ることが多くなっていますが、これが18件。③のその他（事業協力）は、共催や実行委員会等には当てはまらないが、市民と市が協力して取り組んだ事業、これが25件。④の後援は、321件と非常に件数が多くなっていますが、これは後援として名義の使用を承認したという件数になりますので、市が実際に人員などを出すといった協力を行ったというものではありませんが、広い意味では協働の形態の一つとして考えています。

別紙3の説明については、以上となります。

●栗山会長 ありがとうございます。それでは、ただいまの御説明に関しまして、また質問をいただければ。よろしくをお願いします。

●伊藤委員 非常に初歩的な話で申しわけないのですが、先ほどのように市民からの意見をもらう、そのことによって市民が自治への参加ということをつまえていくということの動きというのは分かるのですが、今ここでこの話が出てくるというのは、どういうふうに理解したらいいのかなというのがちょっと分からなくて。

つまり、市が市民活動へのその協力、協働することによって、その市民参加ということを進めるといような考え方で理解したらいいのでしょうか。ちょっと、言っていること分かりますか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 市民自治という大きな概念がまずありまして、その市民自治、市民が主役になったまちづくりを進めていくというふうなものになりますけれども、その市民自治を進めていく上で、この協働というものも、その市民自治を推進するための一つの方法として考えているということになります。

市と市民の人が一緒にいろいろな事業に取り組むことによって、市民参加もそれによっ

て、

●伊藤委員 広がっていくということでしょうか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） ええ、そういうことに。

●伊藤委員 何となく分かります。とすると、その共催から後援まで含めて、今みたいなイメージで考えたときに、どうなのだろうと。こういうところで言っているのかあれですけど、例えばですよ、例えばこの後援の中の一番最初に出てきている特別講演会。こういうものというのが、その市民自治への市民の参加というところという、その辺のイメージがちょっとつかなくて、何て言っているのか分からないですけど、いいとか悪いとかここで言う場面ではないと思うんですけど、一つずつ全部、私、見たわけではないですが、その辺のこの何かこう、何ていうんですか、理解がちょっとできないというか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） この「後援」という形態なのですが、当然、市がですね、後援を承認する場合は、当然、条件がございまして、何でもかんでも来たら承認するということでは当然なくてですね、例えばその市民生活の向上に貢献するものですか、公益性があるものですか、やはり市にとってプラスになるというものが、当然、承認の対象になってくるという、まず一つの基準があります。

また、その後援を市からもらうことによって、そのイベントですとか、いろんな催し物を開催するときですね、市が後援ということによって名を連ねることによって、ある種社会的な信用みたいなものを得て、スムーズにその事業が行えるですとか、そういった効果もあるということから、先ほども少しお話ししたように、広い意味で協働の一つとして捉えているというようなところですね。

●伊藤委員 なるほどね。いや、そこは分かるんですけど。そうですね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 協働って、大きい一般的な説明をするときって、よく「地域の社会的な課題解決のために、市と市民が協力して事業課題を認識して取り組んでいく。」とか、一般的な説明としてはそういう説明でいいのですが、「それって、具体の事業で言うと何なの。」という問題があるのですよね。そこは非常にファジーで、「じゃあ、これです。」という確たる事業定義というのは難しいというのは現状としてあります。

それで、今回、「では、協働というのは、どういう領域があるのだろう。」という整理を実は内部でいろいろ考えていったときに、協働のガイドラインというのを私どもの方で実は示しているものがあって、その中では、一応、7つの類型を挙げています。1つ目は「共催」という類型。もう一つは、「実行委員会」や「協議会形式」というようなものが2つ目。3つ目は、その「協定」を結んで行うというもの。4つ目は「事業協力」。5つ目が「委託」、「委託事業」。6つ目が「補助」や「助成」。7つ目が「後援」という、この大きく7つに分けて、実は定義をしています。

これは、このガイドラインを作っていく際に、私どもが独自で考えたということではなくて、他市で協働についてどういう類型で定義をしているのかというところを参考にしながら、オーソドックスなところで定義をさせていただいたということです。

今回、例えばその「協定」ですとか、「委託」ですとか「補助」、「助成」というものを調査をしていないというのはですね、委託というのは委託契約はすごい件数があるわけですね。そういうものは、議会の審議であったりですね、予算審議の中でなされていくものですね。

で、今回調査として拾っていないということになります。

「補助」、「助成」もですね、補助金、負担金の見直しですとか助成制度というのは、日々、審議会の中でいろいろ審議をされていて、財政部の方では押さえているのでしようけれども、今回、私どもの所掌している総合政策部の中では、そこについては財政部の方で押さえているものなので、協働の類型として拾って皆さんにお示しするのも妥当かなというのと、まあ、そうではないだろうという判断をさせていただいておりますので、それで、委託の部分と、補助、助成という部分は除いています。

協定の部分についてはですね、前回会議のところでパートナーシップの部分をお示ししている部分もあったものですから、今回の調査の中では除いていると。

その残った類型として、今回お示しをしているのが「共催」の部分であり、「実行委員会、協議会」の部分であり、「事業協力」の部分と、あと「後援」というところで、「こういう協働の形態としては、これだけの実績がありますよ。」というのを現状としてお示しをさせていただいたということでございます。

●伊藤委員 市民参加という捉え方が、私が考えているよりすごく広いということですね。

○事務局（中村市民自治推進主幹） そうですね。とても難しくてですね、「補助」とか「助成」も協働の類型に位置付けているとですね、補助金を出しているとか、一定程度お金を出しているもの全部が助成ということになり、それで、協働320件という数字が出て、ちょっとやっぱりぴんときないところもあります。

●栗山会長 よろしいですか。

●小山田副会長 よくまとめられましたね、これだけね。後援のやつ。

○事務局（中村市民自治推進主幹） 後援は正直ですね、調査をしたことはなかったの、今回、全庁調査ということで、やらせていただきました。

●小山田副会長 これはでも、今後、生きてきますよね、こういういろんな課がこういうふうには政策の方から求められるということが分かれば。

●栗山会長 それでは、次よろしいですか。

それでは、次、別紙の4になりますけれども、審議会等実施状況につきましてお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） 次に別紙4の審議会等実施状況という資料ですが、こちらの資料につきましては、昨年度、「附属機関」と「その他の機関」で会議等を開催した回数や設置根拠、委員の任期、定数、公募委員の人数などを集約した資料となっております。市の行政監理室という部署と連名で調査を行っています。

附属機関とその他の機関がどういった機関なのかといいますと、附属機関とはこの市民自治推進会議が正にこの附属機関に当たりますが、法律や条例の定めによって設置され、まちづくり等について審議、審査を行う機関になります。その他の機関とは、市のまちづくり等について話し合うという点では、附属機関と大きな違いはありませんが、法律や条例の定めではなく、市内部の事務取扱を定めた要綱等に設置根拠があり、附属機関に準じ

る機関になります。

平成30年4月1日現在で附属機関は41機関、その他の機関が32機関あるという状況になっています。

ちょうどこの別紙4の資料の中で昨年度、市民自治推進会議についても集約されていますので、ちょっとその部分を見てみたいと思いますが、別紙4の中の3ページ目、6分の3のところの16番のところに「市民自治推進会議」があります。昨年度、市民自治推進会議は2回開催されており、会議の時間ですが1.8ということなので、大体、1時間半から2時間の間ぐらいの会議の開催時間となっています。審議会の設置形態は常設ということで、この部分は「非常設」といって審議する事項があるときに設置される機関もありますが、この常設は常に設置されているという形態になります。位置付けとしては、市民自治推進会議は法令による設置根拠ではなく、条例、苫小牧市自治基本条例に設置根拠がある附属機関になります。委員の任期については、皆様も御存知のとおり2年、委員の定数10名、一般公募規定の有無については、公募の委員さんの規定があるかないかということ。そして、委員等の現行人数は、10人。そのうち公募の委員さんが3名いるということになります。

一枚ページをめくっていただきまして、16の市民自治推進会議ですが、公募委員の増員予定というところで、「学識委員、市民活動団体推薦委員による検討が必要であるため、増員は難しい。」という書かれ方がしておりますが、この推進会議での議論を行うに当たって、公募の委員さんだけで構成するのではなく、学識の方であったり、市民活動団体の方、そういったいろいろな幅広い視点から議論していく必要があるので、公募委員さんの数としては現在の3名が妥当であるというふうに考えているということになります。男女構成については、男性が6名、女性が4名の構成となっています。在職年数については、委員さんの任期、任期といいますが在職した年数が今の委員さんは全て10年未満ということになっています。

以上、別紙4についての説明になります。

●栗山会長 どうもありがとうございました。ただ今の御説明に関しまして、また御質問をお受けしたいと思っておりますので、よろしくお願ひいたします。よろしいでしょうか。

(2) 苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成29年度）について

●栗山会長 それでは、特にございませんで、会議次第(2)の「苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成29年度）について」事務局から説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、続きまして、「苫小牧市市民参加条例の施行に関する市民からの要望等（平成29年度）について」という資料を御覧ください。

市民参加条例の第19条に「市は、この条例の施行に関して市民から要望等があったときは、その内容を検討し、当該要望等の内容及び検討の結果を公表するものとする。」とされております。この規定により寄せられた要望と検討結果を集約した資料となっています。

今回の調査結果は、「市民からの要望等なし」となっていますが、この調査で各課に寄せられる市民からの要望等が、どういったものを想定しているのかということ、例えば「パブリックコメントで意見を提出したが、意見がホームページで公表されていない。」や「パブリックコメントの資料が分かりづらかった。」「住民説明会やパブリックコメントといった市民参加手続を実施すべきだったのに、実施されていなかった。」など、市民参加条例

の施行に関しての要望等を想定した調査となっております。説明については以上です。

●栗山会長 ただ今の説明に関して、何か御質問等がございますか。よろしいでしょうか。

(3) 苫小牧市自治基本条例の見直しについて

●栗山会長 それでは、次に移らせていただきます。それでは、(3)苫小牧市自治基本条例の見直しについて、事務局から御説明をお願いいたします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、それでは、資料の最後になりますけれども「苫小牧市自治基本条例の見直し（予定）」という資料を御覧ください。苫小牧市自治基本条例の見直しについては、今年の3月に開催した市民自治推進会議で説明させていただきましたが、改めて簡単に苫小牧市自治基本条例の見直しについて、説明させていただきたいと思います。

本市にごございます苫小牧市自治基本条例は、市民自治の考え方を基本とした苫小牧市のまちづくりのルールを定めた条例になりますが、この条例の第29条に条例の見直しについて規定されており、4年に一度、苫小牧市自治基本条例の規定について検討し、必要な見直しをするということになっております。

前回の見直しが平成26年度に行われていますので、今年度が見直しの年ということになります。また、この条例の目的が実現されているのかということや、条例の運用状況を市民の立場から見守り、条例の適正な進行管理を図るという役割がこの市民自治推進会議にありますので、今年度、この会議の中で自治基本条例の見直しについて検討をお願いしたいということです。

配布資料については、自治基本条例の見直しにおけるスケジュール予定ということでお示しさせていただいております。8月中に第2回市民自治推進会議を開催し、そこで市長から諮問とって自治基本条例の見直しの検討の依頼があり、その後、年内を目途に数回の推進会議を開催し、議論を行っていきたくと考えております。平成31年の2月には、答申案ということで、推進会議としての意見をまとめていただき、3月に市長へ答申を行っていただくというスケジュールを考えています。9月に地域づくりセミナーというものがありますが、これは外部の講師を招いて一般市民を対象とした市民自治・協働に関するセミナーを開催し、そのセミナーでの開催結果等も自治基本条例の見直しの検討材料としていければと考えております。議論の進捗状況などによりスケジュールが変更となっていく可能性はありますが、現時点での予定ということで説明させていただきましたので、よろしくをお願いいたします。説明は以上になります。

●栗山会長 はい、ありがとうございます。ただ今の説明に関しまして、何か質問はございますか。

●伴辺委員 会議が続きますけれども、今回もそうなのですがお知らせがぎりぎりなんですよね、それで、一人来れなかったっていう人もいますので、なるべく早く、どのくらい早く知らせてもらえますか。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） そうですね、会議についてはできるだけ決まった段階では、すぐにお知らせしたいと考えておりますので、できれば1か月前には基本的にはお知らせしたいと思っています。今、現在のやり方としては、まず1か月くらい

前にですね、メールで先にまずお知らせさせていただいて、文書についてはですね会議の1週間くらい前に送らせてもらうというやり方でちょっとやらせていただいております。早く確定した段階ではお知らせしたいというふうには思っております。

●伴辺委員 よろしく申し上げます。

(4) その他

●栗山会長 よろしいですか。次の議題に進めさせていただきます。それでは、(4)その他について、事務局から説明をお願いします。

○事務局（吉田協働・男女平等参画室主査） はい、その他ということで、二つほど御報告という形になりますけれども。一つ目が、民間企業等との連携協定についてですが、こちら3月に開催した市民自治推進会議で説明させていただいておりますが、民間企業等と連携して地域の課題に対応し、市民サービスの向上や暮らしやすい地域づくりを目指すことを目的として、民間企業等と協定を締結するという取組ですが、民間企業等との連携協定を進めていくために、昨年度、連携協定に係る指針を作成し、庁内へ周知してきたところですが、現在、二つの企業から包括連携協定という、幅広い分野に渡って連携・協力を行っていくという協定になりますけれども、この包括協定の締結について打診をいただき、現在、協定内容等の調整を行っているところです。正式に協定を締結しましたら、また、あらためて御報告させていただきたいと思っております。

二つ目が、公共サービス民間提案制度についてです。こちらと同じく3月に開催した市民自治推進会議で説明させていただきましたが、その後の進捗ということで報告させていただきたいと思っております。この制度は、市が現在、実施している事業に対して、民間事業者、市民団体などから知恵とアイデアが盛り込まれた提案を募集し、提案者へ業務委託を行うことで協働によるまちづくりの実現を目指す制度ですが、募集を行った市の事業は11事業あり、12件の提案をいただいております。一つの事業に対して複数の企業等から提案のあった事業もありましたので、審査委員会という外部の有識者を含む委員会の審査等を経て、候補者の選定作業等を行い、現在、6つの事業が事業の採択に向けて事業担当課と具体的な協議を行っています。今後、7月下旬に開催を予定している審査委員会の中での審査を経て、事業の採択、不採択が決定され、採択された事業は、平成31年度から事業の実施を開始する予定となっております。以上の2点を報告ということで説明させていただきました。

●栗山会長 これにつきまして、御質問ございますか、よろしいですか。そのほかございますか、よろしいですか。

それでは、本日の会議を終了させていただきます。ありがとうございました。

3 閉会